

当院の医療安全管理について

1. 基本理念

当院の医療安全管理対策に係る基本的な考えに基づき、患者様に安全・安心な医療の提供をすることとし、職員への教育研修を通し「質の高い安全な医療の提供の在り方」を理解し実践していきます。また、アクシデントやインシデントの報告制度の充実を図り、その分析・評価から業務改善や教育の検討を行い、さらには組織上の問題なども明らかにし、改善を加えることで医療事故の防止を推進します。

2. 医療安全管理のための体制について

病院管理責任者を委員長とする医療安全管理委員会を設置し、医療安全管理の重要事項を審議決定します。この委員会には、医療安全管理者、医療放射線安全管理者、医薬品安全管理者、医療機器安全管理者、医療安全推進者、及び、各部署の安全管理の責任者で構成し医療安全活動を実施いたします。

3. 医療安全のための職員研修の実施

医療安全に関する意識の向上及び医療の質向上を図ることを目的に、全職員に対して医療安全管理に関する研修を年2回以上行います。

4. 医療に係る安全確保を目的とした改善策について

各医療現場でのヒヤットしたり、ハットした経験や事故の全情報を医療安全管理者が集約して、原因分析及び改善策について組織横断的に検討を行い、その結果を全職員にフィードバックすることにより事故発生の再発を防止します。更には、講じた対策が適正であったかの評価を加えるために、類似事項を含め、追跡検証を行います。

5. 医療事故発生時の対応について

医療事故が発生した場合には、「事故発生時マニュアル」に基づき誠実に対応いたします。

6. 患者様に対する当該指針の閲覧に関すること

この指針は、患者様に医療の安全管理に関する理解と協力を得るために、院内掲示などの積極的な閲覧の推進に努めます。

7. 患者様からの相談への対応について

医療安全管理者を対応者とする「相談窓口」を設置し、患者様からの医療安全に関する相談に対応いたします。また、相談により患者様が不利益を受けることがないようにします。